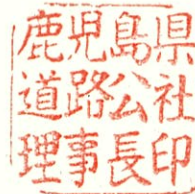


一 般 競 争 入 札 公 告

鹿児島県道路公社（以下「公社」という。）の管理する指宿有料道路（Ⅱ・Ⅲ期）の料金徴収等業務委託について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年1月21日

鹿児島県道路公社 理事長 吉村 卓也



1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 指宿有料道路（Ⅱ・Ⅲ期）料金徴収等業務委託
- (2) 業務場所 谷山料金所ほか4料金所及び山田料金所ほか1料金所
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(8)までの条件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であり、公社理事長より対象業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 鹿児島県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (6) 入札公告日において鹿児島県内に本店又は支店を有し、同日において営業開始後又は営業

再開後、継続して鹿児島県内で2年以上の営業年数を有する法人等で、次のいずれかに該当する者であること。

- ア 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者、会社又は地方道路公社が管理する有料道路において、過去5年間に2年以上の料金徴収業務の経験を有する者。
- イ 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に基づき都道府県知事（市の区域内にあっては当該市の長。）に届出をした駐車場で、単位時間制により有人又は監視員を常駐させ、機械で料金を徴収する駐車場システムを採用する者（これらの者から過去5年間に2年以上の料金徴収業務を受託している者を含む。）。ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条に基づき一般旅客定期航路事業に係る国土交通大臣の許可を受けフェリー事業（海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送業務）を営む者（これらの者から過去5年間に2年以上の料金徴収業務を受託している者を含む。）。
- (7) 鹿児島県道路公社有料道路料金徴収規程及び有料道路料金徴収等事務委託取扱要領に定める料金徴収等業務が執行できる、次の経営実績及び業務体制を全て確保できる者であること。
 - ア 常勤役職員が10名以上であること。
 - イ 直近1年間の決算における営業売上が、1億円以上であること。
 - ウ 徴収員を現場で管理する現場管理責任者は、過去通算1年以上の有料道路の料金徴収業務の経験を有する者2名を、専任で配置すること。
 - エ 徴収員の過半数は、料金徴収業務の経験を通算1年以上有する者であること。
 - オ ETC無線レーンの運用において、第3級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者1名を専任で配置すること。
 - カ 収受金を回収するための車両（料金徴収車）及び電光式車載標識装置を装備した道路パトロールカーを配備すること。
- (8) 料金徴収等業務及び災害や事故発生時に係る危機管理体制を確保するため、本店又は支店は、公社が管理する有料道路へ概ね1時間以内に到達できる区域にあり、かつ危機管理に対応可能な2名以上の従業員を配置していること。

3 入札参加資格審査の申請

入札参加資格の確認を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を添付して、所定の入札参加申請書等を提出しなければならない。

- (1) 営業概要書
- (2) 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）
- (3) 登記事項証明書（発行後3月以内のものに限る。）
- (4) 納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）
 - ア 法人税及び消費税について未納の税額がないことの証明
 - イ 鹿児島県の県税について未納の税額がないことの証明
- (5) 財務諸表類（直前1事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類）
- (6) 2の(6)のアからウのいずれかに該当することを証する書類
- (7) 2の(7)のア、ウ、エ、オ及びカを証する書類
- (8) 2の(8)を証する書類
- (9) 業務執行体制表
- (10) その他公社理事長が必要と認める書類





4 入札参加資格審査申請書等の配布

- (1) 配布期間 令和8年1月22日（木）から令和8年2月5日（木）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日（以下「公社の休日等」という。）は除く。）
- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
- (3) 配布場所 鹿児島県道路公社 総務部経理課
鹿児島市宇宿二丁目9番3号 郵便番号 890-0073

5 入札参加資格審査申請書等の受付期間及び提出方法

- (1) 受付期間 令和8年1月23日（金）から令和8年2月5日（木）まで
（ただし、公社の休日等は除く。）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
- (3) 受付場所 鹿児島県道路公社 総務部経理課
鹿児島市宇宿二丁目9番3号 郵便番号 890-0073
- (4) 提出方法 上記(3)の受付場所に直接持参すること。
- (5) 提出書類に関する説明
資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (6) その他
ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
イ 提出された書類は、返却しない。

6 入札参加資格審査の結果

入札参加資格審査の結果は、令和8年2月17日（火）までに「一般競争入札参加資格審査結果通知書」により通知する。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 前項の審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（公社の休日等を除く。）に公社理事長に対して書面（様式は自由）により入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。
- (2) 公社理事長は(1)の説明を求められたときは、原則として説明を受けることができる期限の日の翌日から起算して7日以内（公社の休日等を除く。）に当該説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 閲覧期間及び場所

- (1) 閲覧期間 令和8年1月22日（木）から令和8年3月3日（火）まで
（ただし、公社の休日等は除く。）
- (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後4時まで
- (3) 閲覧場所 鹿児島県道路公社 総務部経理課
鹿児島市宇宿二丁目9番3号 郵便番号 890-0073

9 入札の方法等

本入札は、鹿児島県道路公社郵便入札実施要領第2条に基づく郵便入札対象業務であるため、下記のとおり取り扱う。



(1) 入札書等の郵送方法

入札書等の郵送方法は、一般書留又は簡易書留とする。具体的な郵送方法については、上記4で配布する入札参加資格審査申請書等に「郵便入札による競争入札の注意事項について」（以下「注意事項」という。）を添付するので参照すること。

ア 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。

イ 入札書は、内封筒に入れ封かんの上、業務名、業務場所、入（開）札日、入札者の商号を記載の上、郵送により提出しなければならない。

ウ 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回はできない。

(2) 入札書等の到達期限・郵送先

ア 到達期限

令和8年3月3日（火） 午後4時までに必着

イ 郵送先

鹿児島県道路公社 総務部経理課

鹿児島市宇宿二丁目9番3号 郵便番号 890-0073

(3) 開札の日時・場所

ア 日時 令和8年3月4日（水）午前10時00分

イ 場所 鹿児島県道路公社 1階 会議室（所在地は、9の（2）のイに同じ）

(4) 開札

開札は、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定により当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとする。

なお、入札参加者が入札への立会いを希望するときは、入札立会申請書（注意事項に添付第2号様式）により申込みを行い、審査の結果、公社が許可した者に限り開札に立ち会うことができる。立会者は、確認のため身分を証明するものを提示するものとする。

10 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約条項を示す期間及び場所

8に同じ。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、閲覧期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去3箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体又は公社とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事

項に係る契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

13 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

14 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

15 最低制限価格

設定する。（最低制限価格は、予定価格に88%を乗じて得た額とする。）

16 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

17 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県道路公社 総務部経理課

鹿児島市宇宿二丁目9番3号

郵便番号 890-0073

電話番号 099-213-0231

FAX番号 099-213-0263